

承認第5号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出

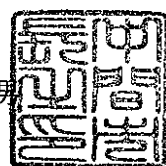
中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、中間市市税条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

中間市長 松下俊男



## 中間市市税条例等の一部を改正する条例

(中間市市税条例の一部改正)

第1条 中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

附則第6条の2及び第6条の3を削る。

附則第8条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第6項とし、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、「市町村の」を削り、同項を同条第5項とし、同条第1項中「市町村の」を削り、同項を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

附則第10条の2に次の2項を加える。

7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第17条の2第1項中「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同条第2項中「平成21年度」を「平成29年度」に改める。

附則第21条第1項を次のように改める。

第 56 条の規定は、法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 12 号の固定資産について法附則第 41 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 56 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第 21 条第 2 項を削る。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 9 項」に改める。

(中間市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 中間市市税条例の一部を改正する条例（平成 25 年中間市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

附則第 20 条の 5 を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 21 条の 2 中「附則第 41 条第 9 項各号」を「附則第 41 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「次条第 4 項」を「附則第 21 条の 2 の改正規定及び次条第 4 項」に改め、同条第 4 号中「第 20 条の 5 までの改正規定」の次に「（附則第 20 条の 4 第 5 項第 3 号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

附則第 2 条第 4 項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 5 号）第 8 条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）」に改め、同条第 5 項中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加える。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の中間市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 26 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 25 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10 条の 2 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第 10 条の 2 第 2 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 10 条の 2 第 3 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 37 項に規定する設備に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 10 条の 2 第 8 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に取得される新法附則第 15 条第 38 項に規定する機器に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第 10 条の 3 第 9 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(第1条関係)

中間市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則 (第1条―第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収 (第7条―第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税 (第23条―第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税 (第54条―第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税 (第80条―第91条)</p> <p>第4節 市たばこ税 (第92条―第102条)</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 特別土地保有税 (第131条―第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税 (第141条―第149条)</p> <p>附則</p> <p>附 則</p> <p><u>第6条 削除</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則 (第1条―第6条)</p> <p>第2節 賦課徴収 (第7条―第22条)</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税 (第23条―第53条の12)</p> <p>第2節 固定資産税 (第54条―第79条)</p> <p>第3節 軽自動車税 (第80条―第91条)</p> <p>第4節 市たばこ税 (第92条―第102条)</p> <p>第5節 削除</p> <p>第6節 特別土地保有税 (第131条―第140条の7)</p> <p>第3章 目的税</p> <p>第1節 入湯税 (第141条―第149条)</p> <p>附則</p> <p>附 則</p> <p><u>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u></p> <p><u>第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額 (以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。) がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以</u></p>

外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を

超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額」（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 36 条の 2 第 5 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第 6 条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「第 1 項の申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第 36 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第 41 条の 5 第 12 項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「第 3 項若しくは第 4 項又は附則第 6 条第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 5 項」と、同条第 2 項中「又は第 3 項から第 5 項まで」とあるのは「第 3 項若しくは第 4 項又は附則第 6 条第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 5 項」とする。



(削る)

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)  
第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第34条第4項

後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 3,000 万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第 16 条の 4 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 36 条の 2 第 5 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第 6 条の 2 第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「第 1 項の申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書」とする。

(2) 第 36 条の 3 の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第 41 条の 5 の 2 第 12 項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「又は第 3 項から

(削る)

第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第6号に規定する\_\_\_\_\_条例で定める割合は4分の3とする。

5 法附則第15条第8項に規定する\_\_\_\_\_条例で定める割合は3分の2とする。

6 法附則第15条第34項に規定する\_\_\_\_\_条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びそのときまでに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合)

第10条の2 (新設)

(新設)

(新設)

1 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第9項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新設)

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2～8 (略)

9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 29 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定

(新設)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 (略)

2～8 (略)

(新設)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 昭和 63 年度から平成 26 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定

する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成21年度までの各年度分の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。

(削る)

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 9 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 9 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第 41 条第 9 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) (略)

2 第 56 条の規定は、法附則第 41 条第 11 項第 1 号から第 5 号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第 56 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 11 項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。

第 21 条の 2 法附則第 41 条第 15 項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第 41 条第 15 項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類

(2) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

イ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

ウ 法附則第 41 条第 15 項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途

(3)～(5) (略)

(第2条関係)

中間市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第21条の2 <u>法附則第41条第8項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第8項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア <u>法附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ <u>法附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ <u>法附則第41条第8項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>附 則（平成25年9月27日条例第20号） （施行期日）</p> <p>第1条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>附則第21条の2の改正規定及び次条第4項</u>の規定 平成28年1月1日</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 附則第7条の4の改正規定（「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える部分に限る。）並びに附則第16</p>	<p>第21条の2 <u>法附則第41条第9項各号</u>に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該固定資産を事業の用に供する者が<u>法附則第41条第9項</u>に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類</p> <p>(2) 次に掲げる事項を記載した書類</p> <p>ア <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</p> <p>イ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>ウ <u>法附則第41条第9項</u>の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>附 則（平成25年9月27日条例第20号） （施行期日）</p> <p>第1条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次条第4項</u>の改正規定 平成28年1月1日</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 附則第7条の4の改正規定（「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加える部分に限る。）並びに附則第16</p>



条の3の改正規定及び第19条から第20条の5までの改正規定  
（附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に  
「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）並びに附則第5  
条の規定 平成29年1月1日

（経過措置）

第2条（略）

2（略）

3（略）

4 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する  
法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特  
別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の12第7項に規定する  
割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について  
支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個  
人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1  
日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項  
に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」とい  
う。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、  
同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収につ  
いては、なお従前の例による。

6（略）

条の3の改正規定及び第19条から第20条の5までの改正規定\_\_  
並びに附則第5条の規定  
平成29年1月1日

（経過措置）

第2条（略）

2（略）

3（略）

4 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法

第41条の12第7項に規定する割引債  
（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を  
受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市  
民税については、なお従前の例による。

5 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1  
日以後の地方税法\_\_第317条の2第1項に  
規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）  
に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前  
の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について  
は、なお従前の例による。

6（略）